

## 遺産分割協議書

平成19年5月5被相続人 北畠 洋（最後の本籍 豊島区長崎一丁目1番地）の死亡によって開始した相続において、相続財産を共同相続人間で分割協議した結果、下記のとおり意義なく承認したので、これを証するため本書を作成し、各自署名捺印する。  
尚、他に相続人がいないことを相続人全員で確認した。

### 記

1、下記土地は、北畠 明家が相続する。

所在 豊島区長崎1丁目  
地番 4番  
地目 宅地  
地積 123.45 平方メートル

平成19年12月3日

相続人

豊島区長崎一丁目20番5  
北畠 ナツ 印

所沢市所沢四丁目7番79号  
北畠 明家 印

被相続人 北畠 洋 相続関係説明図

最後の本籍地 豊島区長崎一丁目1番地

最後の住所 豊島区豊島一丁目20番5号

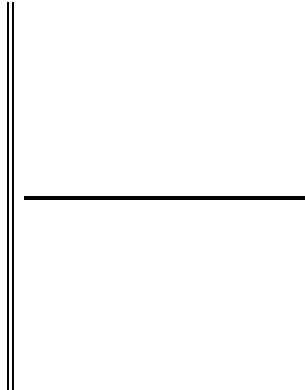
登記上の住所 豊島区豊島一丁目20番5号

(被相続人)

北畠 洋

大正8年3月2日生

平成19年5月5日死亡



本籍地 豊島区長崎一丁目1番地

住 所 所沢市所沢四丁目7番79号

(相続) 北畠 明家

昭和30年8月14日生

(遺産分割)

本籍地 豊島区長崎一丁目1番地

住所 豊島区豊島一丁目20番5号

北畠 ナツ (妻)

大正14年8月30日生

相続関係証明書は還付した

◀図C 改製原戸籍（大正4年式戸籍の例）

本籍 東京都豊島区長崎一丁目老番地	主戸前
本籍ニ於テ出生父北島洋届出大正八年参月武日受付入籍	
昭和零拾五年八月參日前戸主明死亡ニ因リ家督相続届出同月二八日受付	
新田ナツト婚姻届出昭和零拾八年參月參日受付	
昭和零拾六年法務省令第二十七号ニ因リ昭和零拾三年三月四日本戸籍改製	
参年三月四日本戸籍改製	
本戸籍編製	
大正八年參月武日出生届出同日受付	
新田ナツと婚姻届出昭和零拾八年平成零九年五月五日午後八時参拾分東京都新宿区で死亡	
継承北島ナツ届出除籍	
昭和零拾八年参月参日北島洋と婚姻届出東京都豊島区長崎三丁目七番地新田義忠戸籍より簡易入籍平成零九年五月五日夫死亡	
新田義忠	
北島 洋	
名氏	
北 島 洋	
主 戸	主戸前
母 トノミ主	
父 亡北島 明 長男	
母 亡北島 明	
父 アキ	
母 長	
洋	

◀図D (現行戸籍の例)

本籍 東京都豊島区長崎一丁目老番地	主戸前
昭和零拾八年法務省令第二十七号により昭和零拾三年三月四日改製につき昭和零拾五年参月七日	
本戸籍編製	
大正八年參月武日出生届出同日受付	
新田ナツと婚姻届出昭和零拾八年平成零九年五月五日午後八時参拾分東京都新宿区で死亡	
継承北島ナツ届出除籍	
昭和零拾八年参月参日北島洋と婚姻届出東京都豊島区長崎三丁目七番地新田義忠戸籍より簡易入籍平成零九年五月五日夫死亡	
新田義忠	
北島 洋	
名氏	
北 島 洋	
主 戸	主戸前
母 トノミ主	
父 亡北島 明 長男	
母 亡北島 明	
父 アキ	
母 長	
洋	

◀図A (明治19年式戸籍の例)

東京府北豊島郡長崎村老番地	前戸主	北島 一郎
明治武拾參年八月五日相続	亡一郎長男	
大正參年參月七日午前八時死亡同月八日届出同日受付	北島 太郎	
道長五女入籍	明家	
明治武拾五年參月拾日北豊島郡長崎村老番地佐々木	北島 文久參年七月七日生	
明治武拾六年九月武日出生同日受付	トヲ	
明治武拾六年九月武日生	明治六年五月五日生	

(注) 豊島区の現在の戸籍は、コンピュータ化によってヨコ書きになっている

